

入 札 説 明 書

令和7年9月3日

公益社団法人 茨城県農林振興公社

入札説明書

この入札説明書は、園芸振興部内ネットワーク環境整備一式の賃貸借単価に係る入札の執行及び契約について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加希望者は、次の事項を熟知のうえ、入札書を提出しなければならない。

1 公告日 令和7年9月3日

2 一般競争入札に付する事項

(1) 賃貸借物品名及び数量 園芸振興部内ネットワーク環境整備一式
仕様の内容については別紙「仕様書」のとおり

(2) 契約期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（5年間）

3 担当部署

〒311-4203 茨城県水戸市上国井町 3118 番地 1
公益社団法人茨城県農林振興公社 園芸振興部
電話 029 (222) 8511 FAX 029 (222) 8513

4 競争入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている業者であること。
- (2) 受注の実績が良好であること。
- (3) 茨城県内に本社・支社・営業所等を有する業者であること。
- (4) アフターサービスができること。

5 入札参加の手続き

- (1) 入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認書（様式第1号）に入札公告において示した競争参加者が証明すべき事項（次表左欄に掲げる事項）に関する書類を提出しなければならない。

入札者が証明すべき事項	書類名
茨城県物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている業者であること	茨城県「物品調達等競争入札参加資格結果通知書」の写し

(2) 提出場所

3の担当部署と同じ

(3) 提出期限

令和7年9月10日(水) 午後5時までに持参又は郵送による。

(日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで。郵送の場合は期限必着。)

※ 期限を過ぎての提出は一切受け付けない。

6 入札方法

(1) 入札参加者以外の者が入札に参加する場合(代理人を通して入札事務を執行する場合)は、委任状(参考様式)に必要事項を記載(記名押印を含む。)し、(3)に示す日に直接持参し、提出しなければならない。

(2) 入札参加者又はその代理人は、入札書(様式第3号)に必要事項を記載(記名押印を含む。)し、当該入札書及び競争入札参加資格確認通知書(様式第2号)を(3)に示す日時に直接持参し、提出しなければならない。

(3) 入札の日時及び場所

日時 : 令和7年9月19日(金) 10時30分

場所 : 公益社団法人茨城県農林振興公社 2階会議室

(4) 入札の執行回数は2回を限度とし、二度入札においても落札者が決定しない場合は、入札した最低価格者から見積書を徴し、当該見積書が予定価格に達したときは、当該者と契約を締結することとする。

(5) 再度入札に参加しない者は、入札書に入札を辞退する旨を記載して提出すること。

7 入札書の作成等

(1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書には、1月間のリース料(月額)を記載するものとし、調達物品の納入等に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。

(4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合には、当該訂正部分について押印をしなければならない。但し、入札金額を訂正する場合は、入札書を再作成しなければならない。

8 入札における注意事項

(1) 本公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札、入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

(2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告、入札説明書及び茨城県財務規則を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該入札公告等について疑義があるときは、前記3に掲げる部署に説明を申し立てることが出来る。但し、入札後、入札公告等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為をしないこと。
- (4) 提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しは認めない。

9 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、免除する。